

事業主のみなさまへ

ひとりでも労働者を雇ったら、 労働保険(労災・雇用)に 入る義務があります。

労働保険適用促進パンフレット

平成29年度版



広島労働局労働保険徴収課 (082) 221 – 9246 (代)
<http://hiroshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)

(一社) 全国労働保険事務組合連合会広島支部・労働保険事務組合

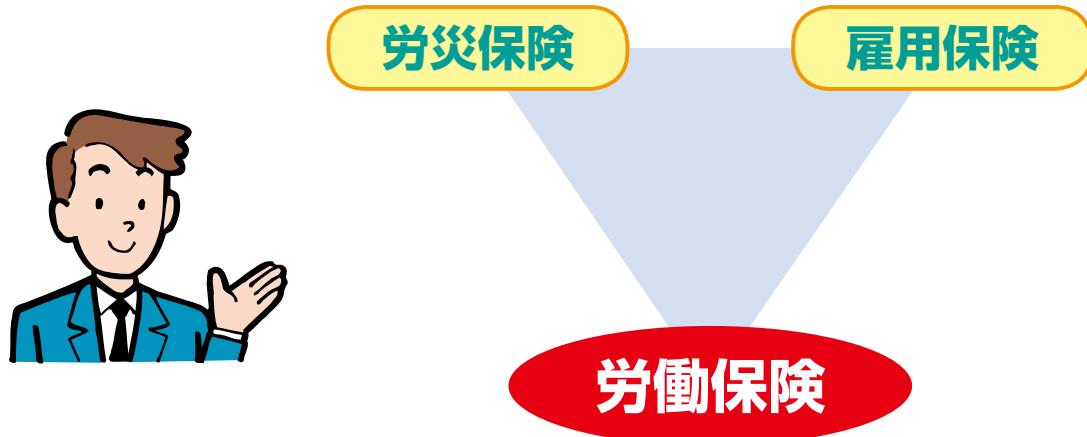
労働保険とはこんな制度です。

労災保険+雇用保険=労働保険

労働保険とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険を総称した言葉です。

保険給付は各制度により別個に行われていますが、保険料の徴収等については、原則的に、一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、**パート・アルバイトを含めた労働者を1日・1人でも雇っていれば、その事業主は必ず加入手続をしなければなりません。**



労災保険

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気にかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

パート、アルバイトを含め労働者はすべて加入しなければなりません。

雇用保険

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発や向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

労災保険加入者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ31日以上の雇用見込みがあれば必ず加入しなければなりません。

労働保険の加入手続

労働保険は事業の種類により、一元適用事業と二元適用事業に区別され、加入手続が異なります。

一元適用事業

労災保険と雇用保険を合わせて一つの労働保険として取り扱うもので、次の二元適用事業以外のすべての事業が該当します。



賃金台帳



諸手続き



監督署・安定所

①労働保険保険関係成立届（労災・雇用）

労働保険概算保険料申告書（労災・雇用）

監督署

②雇用保険適用事業所設置届

（①の労働保険保険関係成立届控添付）

安定所

雇用保険被保険者資格取得届

- ◎ ①の手続後②の手続を行います。②では賃金台帳の他にも用意をしていただく書類（出勤簿、労働者名簿等）があります。詳しくは最寄りの安定所まで。

二元適用事業

労災保険と雇用保険を別々に取り扱うもので、次の事業が該当します。

- 1) 農林水産の事業
- 2) 建設の事業
- 3) 港湾労働法の適用される港湾において行う事業
- 4) 都道府県及び市町村並びにこれに準ずるものを行う事業

③労働保険保険関係成立届（労災）

労働保険概算保険料申告書（労災）

監督署

④労働保険保険関係成立届（雇用）

労働保険概算保険料申告書（雇用）

安定所

雇用保険適用事業所設置届

雇用保険被保険者資格取得届

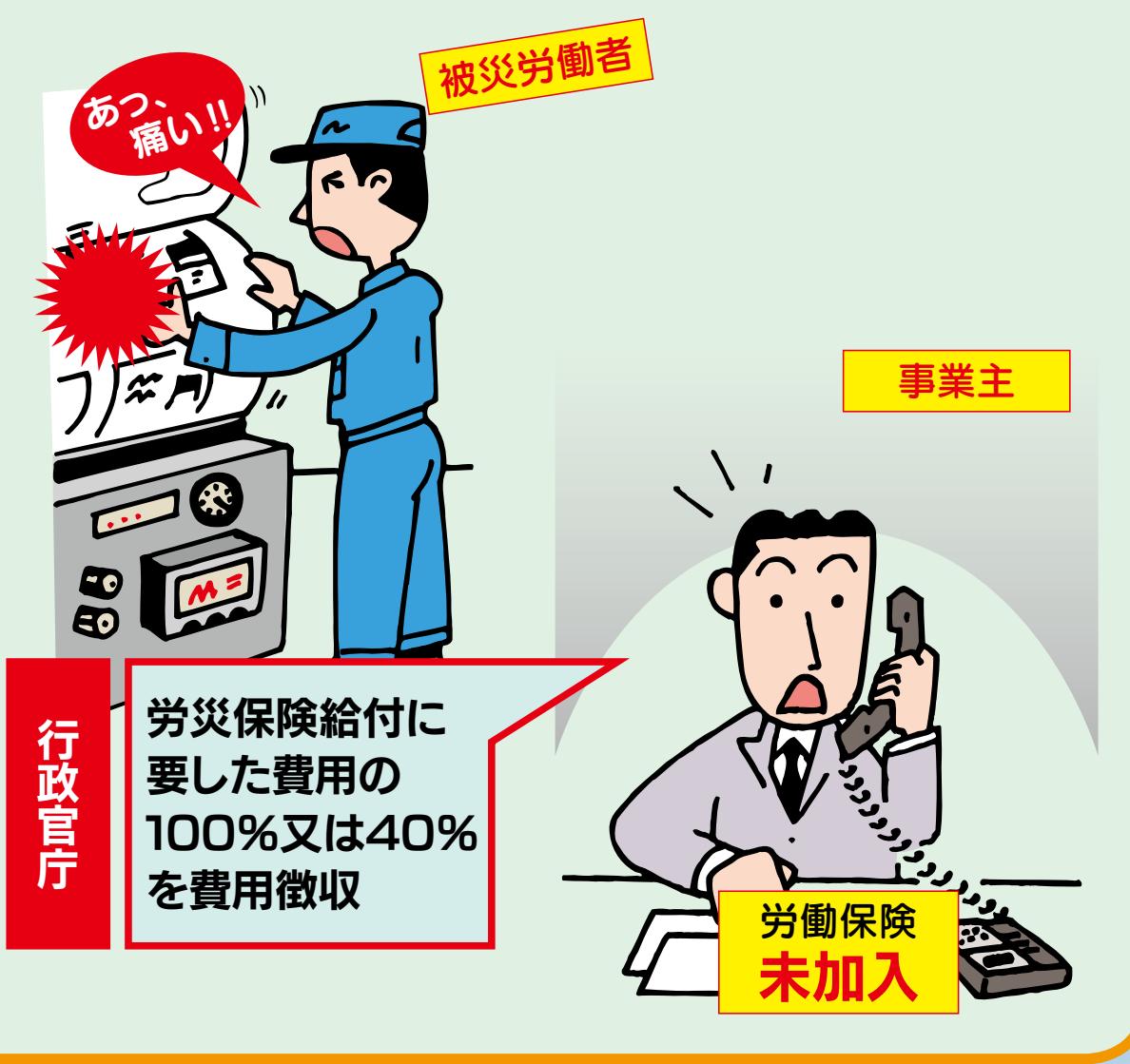
- ◎ ③と④のどちらの手続を先にされてもかまいません。④には②と同じ書類（賃金台帳・出勤簿・労働者名簿等）を用意していただく必要があります。

加入手続を怠っていた場合は

労働保険は、政府が管理運営している**強制的な保険**であり、原則として**労働者**（パート・アルバイトを含む）を一人でも雇っていれば、事業主は労働保険の加入手続を行い、労働保険料を納めなければなりません。加入手続を行うよう指導を受けたにもかかわらず、自主的な加入を行わず**再三の加入勧奨**によっても加入しない事業主については、**職権により加入手続**を行い労働保険料を遡って徴収、併せて追徴金を徴収することになります。

また、事業主が**故意又は重大な過失**により労災保険の加入手続を行っていない期間中に労働災害が発生し、労災保険給付を行った場合は、事業主から労働保険料を遡って徴収（併せて追徴金を徴収）するほかに、労災保険給付に要した費用の**100%又は40%**を徴収することになります。

費用徴収制度



費用徴収のポイント

費用徴収の適用となる事業主等

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合



事業主が「故意」に手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の100%を徴収

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合



事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の40%を徴収

※療養開始後3年間に支給されるものに限ります。また、療養（補償）給付及び介護（補償）給付は除かれます。

費用徴収の実施例

A社では、今まで労災事故を発生させたことがなく、保険料の支払も負担になることから、労災保険の加入手続を行っていなかった。

ところが、先般従業員B（給付基礎日額1万円）が労災事故が原因で死亡し、遺族の方に対して労災保険から遺族補償一時金の支給が行われた。

このようなケースでは、以下のとおり費用徴収が行われることとなります。

故意と認定された場合

労災事故が起こる以前にA社が都道府県労働局から労災保険の加入手続を行うように指導を受けていたにもかかわらず、その後も労災保険の加入手続を行わなかった場合は、「故意」により手続を行わないものと認定され、保険給付額の100%の金額が費用徴収されることになります。

【この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。】

遺族補償一時金の額（10,000円（労働者の給付基礎日額）×1,000日分）×100%
= 10,000,000円

重大な過失と認定された場合

A社について、労災事故が起こる以前に労災保険の加入手続を行うように指導を受けた事実はないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない場合には、「重大な過失」により手続を行わないものと認定され、保険給付額の40%の金額が費用徴収されることになります。**【この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。】**

遺族補償一時金の額（10,000円（労働者の給付基礎日額）×1,000日分）×40%
= 4,000,000円

労働保険料の申告・納付

労働保険の年度更新

保険料は、概算(見込)で申告・納付しておき、翌年度(6月1日から7月10日までの間)に、前年度中に支払った賃金の総額が確定したところで、これを精算していただきます。

つまり、保険年度の初めに前年度に不足が生じている場合はその不足分と、当年度の概算保険料を申告・納付することになります。

この手続は、事業が継続する間(労働者がいる間)は毎年必要です。

なお、事業廃止(労働者がいなくなったとき)の場合は、その時点で、保険料の確定申告が必要となります。

※ 労働保険の年度更新に併せて石綿(アスベスト)健康被害救済のために「一般拠出金」の申告・納付が必要となります。

「一般拠出金」とは…

「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てるため、労災保険適用事業場の事業主のみなさまにご負担いただくもので、業種を問わず一般拠出金率は1,000分の0.02となります。

労働保険料の延納(分割納付)

概算保険料額が40万円(労災保険か雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)以上の場合又は労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は、3回に延納(分割納付)することができます。

3回分割			6/1~9/30までに成立した事業場	
第1期	第2期	第3期	第1期	第2期
4/1~7/31	8/1~11/30	12/1~3/31	成立した日~11/30	12/1~3/31
納期 7月10日	10月31日	翌年1月31日	成立した日から50日	翌年1月31日

※ 納付期限が日曜日、祝日等に当たるときは、その翌日が納付期限となります。

○継続事業で、10月1日以降に成立した事業については、成立した日から3月31日までの保険料を一括して納付していただくことになります。

○有期事業については、事業の全期間が6ヶ月を超える概算保険料の額が75万円以上のものはおおむね上記に準じた方法で延納(分割納付)が認められます。

労働保険料等の口座振替納付が可能です

労働保険料及び一般拠出金は、金融機関や労働局の窓口に加えて、口座振替による納付も可能です。

○口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

○詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html

増加概算保険料の申告・納付

年度の途中において、事業規模の拡大等により賃金総額の見込額が当初の申告より100分の200(2倍)を超えて増加し、かつ、当初の賃金総額によった場合の概算保険料よりも13万円以上増加する場合は、増加額を増加概算保険料として申告・納付することになっています。

労働保険料の負担割合

労災保険料

賃金総額（労働者に支払った賞与・通勤手当等を含めた総額）×労災保険率

労災保険率は、事業の種類により賃金総額の2.5/1000から88/1000までに分かれており、保険料は全額事業主負担となっています。（13ページ参照）

雇用保険料

賃金総額（被保険者に支払った賞与・通勤手当等を含めた総額）×雇用保険率

（平成29年4月1日改定）

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	9/1000	6/1000	3/1000
農林水産清酒製造の事業	11/1000	7/1000	4/1000
建設の事業	12/1000	8/1000	4/1000

雇用保険の被保険者負担分は、賃金額に被保険者負担率を乗じて得た額（50銭以下切捨て、50銭1厘以上切上げ。ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。）を賃金から控除してください。

高齢者に対する雇用保険料の免除

保険年度初日（4月1日）に満64歳以上の高齢者は、事業主、労働者とも雇用保険料は免除されます。

労働保険料の負担割合（例）

小売業を営んでいて、労働者に支払う1年間の賃金が300万円（毎月20万×12ヶ月、賞与30万×2回）の場合

労災保険率は3.5/1000、雇用保険率は9/1000ですので

（労働保険料） = （賃金総額） × （労災保険率 + 雇用保険率）により

労働保険料は、 $3,000,000 \times (3.5/1000 + 9/1000) = 37,500\text{円}$ となります。

この場合被保険者負担分は、

雇用保険のみの負担で $3,000,000 \times \text{負担率} 3/1000$ （毎月600円、賞与900円となり、1年分の合計は $600 \times 12 + 900 \times 2 = 9,000\text{円}$ となります。

また、事業主負担分の労働保険料は、

$3,000,000 \times (3.5/1000 + 6/1000) = 28,500\text{円}$ となります。

（注）労災保険率及び雇用保険率は、事業の種類によって異なります。

労働保険事務組合制度

労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

労働保険事務組合として認可を受けている団体には、社会保険労務士が作る事業主団体、商工会議所・商工会、事業協同組合等があります。

次のような事業主の方には労働保険事務組合への委託をお勧めします。――

- 1 労働力不足等で労働保険事務を行はゆとりがない
- 2 加入手続及び事務処理がわざらわしい
- 3 監督署、ハローワークへ出向くのが不便

労働保険事務組合への委託手続は

労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託するには、まず「労働保険事務委託書」を委託しようとする労働保険事務組合に提出します。

委託できる事業主は

常時使用する労働者が

- 1 金融・保険・不動産・小売業にあっては 50 人以下の事業主
- 2 卸売の事業・サービス業にあっては 100 人以下の事業主
- 3 その他の事業にあっては 300 人以下の事業主

委託できる事務の範囲

- 1 概算保険料、確定保険料等の申告及び納付に関する事務
- 2 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- 3 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- 4 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- 5 その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれています。

事務処理を委託すると次のような利点があります。――

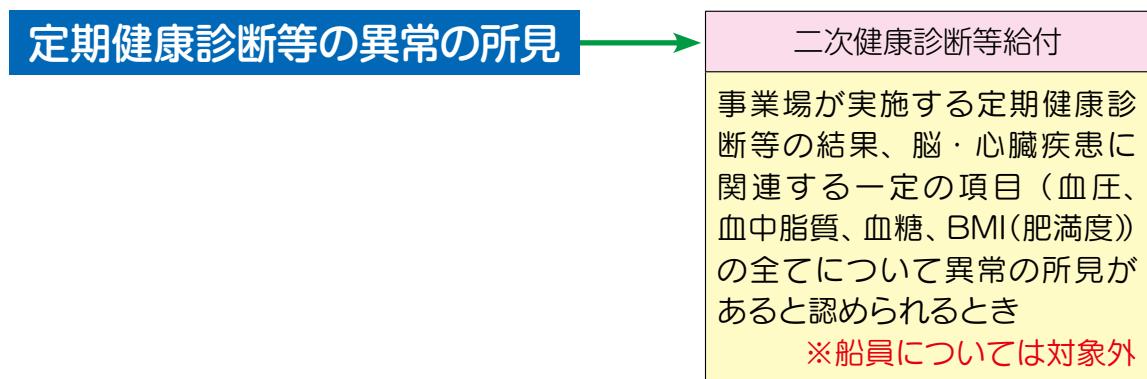
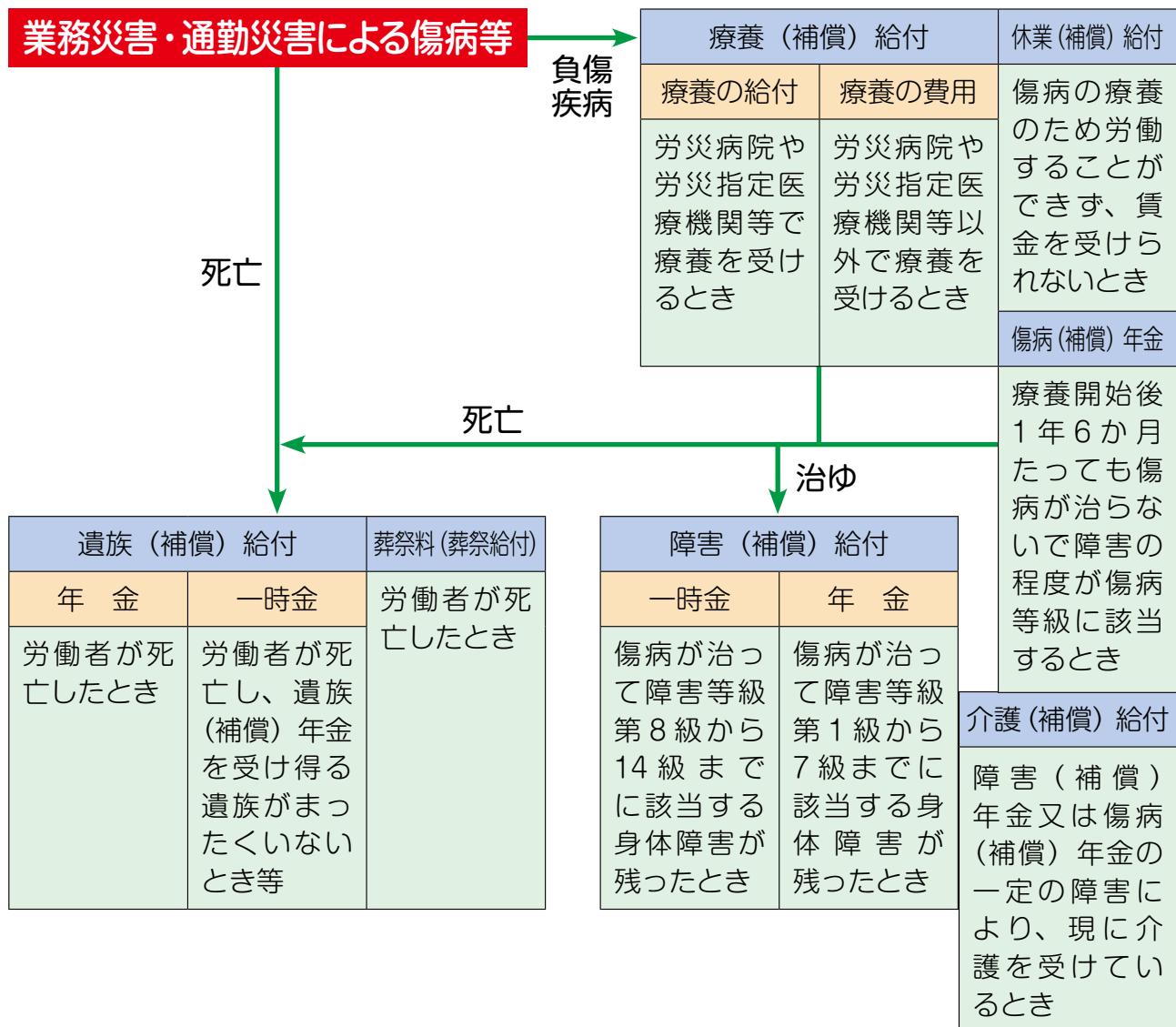
- 1 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので事務の手間がはぶけます。
- 2 労働保険料の額に関わらず 3 回に分割納付できます。
- 3 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者等も、労災保険に特別加入することができます。

事業所が備えつけなければならない帳簿類

- 1 労働者名簿：氏名（フリガナ）、生年月日、住所、雇入日、退職日（退職理由）
- 2 賃金台帳：賃金額、諸手当、控除額、賃金計算の基となつた帳簿
- 3 出勤簿又は出づら表

労災保険はこんな制度です

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族の方に必要な給付を行います。



労災保険の保険給付の種類

こんなときは	給付の種類	保険給付金	特別支給金	
			定率定額支給	特別給与(賞与等)がある場合
傷病にかかり	労災保険指定(指名) 医療機関等にかかつたとき	療養補償給付(業務災害) 療養給付(通勤災害)	政府が必要と認める範囲で診療が受けられる	
	非指定の医療機関に かかつたとき 移送等を要したとき	療養の費用(業務災害) 療養の費用(通勤災害)	政府が必要と認めた額を支給する	
	傷病の療養のため休業し賃金を受けないとき	休業補償給付(業務災害) 休業給付(通勤災害)	休業4日目から 1日について60%	休業4日目から 1日について20%
	療養開始後1年6カ月で治ゆせず傷病等級に該当するとき	傷病補償年金(業務災害) 傷病年金(通勤災害)	1年間に1級 313日分 3級 245日分	1年間に1級 313日分 3級 245日分
治ゆしたときに障害等級表に定める身体障害が残ったとき	障害補償給付(業務災害) 障害給付(通勤災害)	年金	1年間に1級 313日分 7級 131日分	1年間に1級 342万円 7級 131日分
		一時金	一時金で8級 503日分 14級 56日分	(傷病特別支給金分) (は減額される)
	遺族補償給付(業務災害) 遺族給付(通勤災害)	年金	1年間に 245日分 153日分	1年間に 245日分 153日分
		一時金	一時金で1,000日分	一時金で1,000日分
死亡したとき	葬祭料(業務災害) 葬祭給付(通勤災害)	年金	30日分+31万5千円 又は60日分	300万円
		一時金		
	介護補償給付(業務災害) 介護給付(通勤災害)	常時介護	104,950円を上限(但し、親族等の介護を受け費用を支出していない場合 57,030円) 隨時介護 52,480円を上限(但し、親族等の介護を受け費用を支出していない場合 28,520円)	
		二次健康診断等給付	無料で健康診断・指導が受けられる二次健康診断の給付 脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査 特定保健指導の給付 脳・心臓疾患の発生予防の栄養指導、運動指導、生活指導	
一定の障害により、傷病(補償)年金又は障害(補償)年金を受給し、介護を受けている場合				
事業主の行う直近の一次健康診断で、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲の検査又はBMI(肥満度)測定のすべてで異常の所見があり、かつ、脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有していないとき				

注) 表中の金額等は平成29年2月28日現在のものです。



社会復帰促進等事業

- ◆ 業務災害及び通勤災害を被った労働者の円滑な社会復帰を促進するため、義肢、義眼、車いすその他の補装具の費用支給、外科後処置、特定傷病治ゆ者に対するアフターケア等が受けられます。
- ◆ 被災労働者及びその遺族の援護を図るため労災就学援護費、労災就労保育援護費等が受けられます。
- ◆ その他、数種類の社会復帰促進等事業を行っておりますので、詳しくは最寄りの労働基準監督署へおたずねください。

雇用保険はこんな制度です

雇用保険

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発及び能力向上等を図るための事業も行っています。

対象労働者（被保険者）は

適用事業に雇用される労働者は、**事業主・労働者の意思にかかわらず**、すべて被保険者になります。（ただし、法人の役員・昼間学生・臨時内職的に雇用される者・個人事業主と同居の親族などは被保険者なりません。）

被保険者の種類は

- 1 一般被保険者 [65歳未満の常用労働者等]
- 2 高年齢被保険者 [65歳以上の常用労働者等]
- 3 短期雇用特例被保険者 [季節的に雇用される者等]
- 4 日雇労働被保険者 [日々雇用される者、30日以内の期間を定めて雇用される者]

パートタイム労働者（短時間就労者）が被保険者となる要件

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
② 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること。
社会保険の加入の有無等に関係なく、被保険者になります。



失業等給付の種類は

労働者（被保険者）が離職されたときなどに、一定の要件で失業等給付を受けることができます。

失業等給付	求職者給付	一般被保険者に対する求職者給付 高年齢被保険者に対する求職者給付 短期雇用特例被保険者に対する求職者給付 日雇労働被保険者に対する求職者給付	基本手当・技能習得手当等 高年齢求職者給付金 特例一時金 日雇労働求職者給付金
	就職促進給付	再就職手当・常用就職支度手当等	
	教育訓練給付	教育訓練給付金	高年齢雇用継続基本給付金 高年齢再就職給付金
	雇用継続給付	高年齢雇用継続給付 育児休業給付 介護休業給付	育児休業給付金 介護休業給付金

労働保険・雇用保険

手続を必要とする事例	提出書類
新たに適用事業となった場合	労働保険保険関係成立届 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書
雇用保険の加入要件に該当している者がいる場合	雇用保険適用事業所設置届 雇用保険被保険者資格取得届
年度更新により労働保険料を申告納付する場合	労働保険概算・確定保険料申告書
概算保険料の申告後に賃金総額の見込み額が2倍を超えて増加し、かつ、差額が13万円以上になった場合	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書
事業所の名称、所在地、事業の種類、事業主の氏名に変更があった場合	労働保険名称、所在地等変更届 雇用保険事業主事業所各種変更届 (雇用保険の保険関係が成立している場合)
事業主が行うべき事務を工場長、支店長等に代理させる場合	労働保険代理人選任・解任届 雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届
労働者を雇用した場合	雇用保険被保険者資格取得届
被保険者が氏名を変更した場合	雇用保険被保険者氏名変更届
被保険者を転勤させた場合	雇用保険被保険者転勤届
5年以上勤務した被保険者が60歳に達した場合	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書 高年齢雇用継続給付受給資格確認票
被保険者が育児休業を取得した場合	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書 育児休業給付受給資格確認票
被保険者が離職した場合	雇用保険被保険者資格喪失届 雇用保険被保険者離職証明書
事業を廃止した場合	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書 雇用保険適用事業所廃止届 雇用保険被保険者資格喪失届 雇用保険被保険者離職証明書
暫定任意適用事業所が労働者の希望により、任意に加入しようとする場合	労働保険任意加入申請書 (認可後は新たに適用事業となった場合に準じる)
暫定任意適用事業所が労働者の希望により、任意に脱退しようとする場合	労働保険保険関係消滅申請書 (認可後は事業を廃止した場合に準じる)

についての主な手続

手續方法	提出期限
<ul style="list-style-type: none"> ○一元適用事業は「労働保険保険関係成立届」を管轄の監督署へ提出した後に、その事業主控と「雇用保険適用事業所設置届」を管轄の安定所へ 労働保険料の申告は管轄の監督署へ ○二元適用事業は「労働保険保険関係成立届」(労災保険)を管轄の監督署へ 「労働保険保険関係成立届」(雇用保険)と「雇用保険適用事業所設置届」を管轄の安定所へ 労働保険料の雇用保険分の申告は、労働局労働保険徴収課へ 労働保険料の労災保険分の申告は、管轄の監督署へ ○管轄の安定所へ 	<p>労働保険保険関係成立届は成立した日から 10 日以内</p> <p>労働保険料の納付は成立した日から 50 日以内</p> <p>適用事業となった日の翌日から 10 日以内</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○一元適用事業は、労働保険料を管轄の監督署へ ○二元適用事業は、労働保険料の雇用保険分を労働局労働保険徴収課へ、労災保険分は、管轄の監督署へ ※口座振替納付について 5 ページ参照 	<p>7 月 10 日まで</p> <p>増加が見込まれた日から 30 日以内</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○一元適用事業は、「労働保険名称、所在地等変更届」を管轄の監督署へ提出した後に、その事業主控と「雇用保険事業主事業所各種変更届」を管轄の安定所（移転の場合は移転後の管轄の安定所）へ ○二元適用事業は、管轄の監督署・安定所（移転の場合は移転後の管轄の監督署・安定所）へ 	<p>変更のあった日の翌日から 10 日以内</p>
○管轄の安定所又は監督署へ	代理人の選任、解任があつた都度
○管轄の安定所へ	雇い入れた日の翌月の 10 日まで
○管轄の安定所へ	変更のあった都度
○被保険者転勤届を転勤後の事務所の管轄の安定所へ	転勤のあった日の翌日から 10 日以内
○管轄の安定所へ	初回支給対象月の初日から 4 カ月以内
○管轄の安定所へ	育児休業開始日の翌日から 10 日以内
○管轄の安定所へ	離職した日の翌日から 10 日以内
<ul style="list-style-type: none"> ○一元適用事業は、労働保険料を管轄の監督署へ ○二元適用事業は、労働保険料の雇用保険分を労働局労働保険徴収課へ、労災保険分は、管轄の監督署へ ○適用事業所廃止届、資格喪失届、離職証明書は、管轄の安定所へ 	<p>労働保険料の納付は廃止した日の翌日から 50 日以内</p> <p>書類届出は廃止の翌日から 10 日以内</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○任意加入申請書を労災保険は管轄の監督署経由で、雇用保険は管轄の安定所経由で労働局長へ ○認可後「適用事業所設置届」を管轄の安定所へ ○被保険者資格取得届を管轄の安定所へ 	認可を受けようとするとき 「設置届」、「取得届」は認可日の翌日から 10 日以内
<ul style="list-style-type: none"> ○保険関係消滅申請書を労災保険は管轄の監督署経由で、雇用保険は管轄の安定所経由で労働局長へ ○認可後「被保険者資格喪失届」を管轄の安定所へ 	認可を受けようとするとき

労働保険（労災保険+雇用保険）の事務手続は労働保険事務組合を利用されると大変便利です。（7 ページ参照）

労災保険率表

(平成 27 年 4 月 1 日改定)

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事　業　の　種　類	労災保険率
林　業	02又は03	木材伐採業	60/1000
漁　業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	19/1000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38/1000
鉱　業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88/1000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20/1000
	24	原油又は天然ガス鉱業	3/1000
	25	採石業	52/1000
	26	その他の鉱業	26/1000
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	79/1000
建設事業	32	道路新設事業	11/1000
	33	舗装工事業	9/1000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9.5/1000
	35	建設事業（既設建築物設備工事業を除く。）	11/1000
	38	既設建築物設備工事業	15/1000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5/1000
	37	その他の建設事業	17/1000
	41	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。） たばこ等製造業	6/1000
製　造　業	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5/1000
	44	木材又は木製品製造業	14/1000
	45	パルプ又は紙製造業	7/1000
	46	印刷又は製本業	3.5/1000
	47	化学工業	4.5/1000
	48	ガラス又はセメント製造業	5.5/1000
	66	コンクリート製造業	13/1000
	62	陶磁器製品製造業	19/1000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26/1000
	50	金属精鍊業（非鉄金属精鍊業を除く。）	7/1000
	51	非鉄金属精鍊業	6.5/1000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5.5/1000
	53	鋳物業	18/1000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びメッキ業を除く。）	10/1000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	6.5/1000
	55	めっき業	7/1000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5.5/1000
	57	電気機械器具製造業	3/1000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4/1000
	59	船舶製造又は修理業	23/1000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5/1000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1000
	61	その他の製造業	6.5/1000
運　輸　業	71	交通運輸事業	4.5/1000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9/1000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9/1000
	74	港湾荷役業	13/1000
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道、又は熱供給の事業	3/1000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1000
	91	清掃、火葬、又はと畜の事業	12/1000
	93	ビルメンテナンス業	5.5/1000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7/1000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1000
	98	卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	3.5/1000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1000
	94	その他の各種事業	3/1000
	90	船舶所有者の事業	49/1000

労働保険料の算定基礎となる賃金早見表（例示）

●賃金額に算入されるもの

支給金銭等の種類	内 容	支給金銭等の種類	内 容
基本給、固定給等の基本賃金	日給者、月給者、臨時、日雇労働者、アルバイト、パートタイマー等保険が適用されている労働者に通常支払われる賃金の本体部分	調整手当	配置転換、初任給等の調整手当を含む
超過勤務手当 深夜手当、休日手当 宿直手当等	通常の勤務時間以外について支払われる手当	賞与	ボーナス、期末手当、越年資金等
扶養手当、子ども手当 家族手当等	労働者本人以外の者について支払われる手当	通勤手当	非課税部分も含む
住宅手当		定期券、回数券等	通勤のために支給される現物給付
奨励手当	精・皆勤手当等	雇用保険料その他社会保険料	労働者の負担分を事業主が負担する場合
役職手当	管理職手当等	創立記念日等の祝金	恩恵的なものでなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合
技能手当、物価手当 教育手当、別居手当		サービス料・チップ	奉仕料の配分として事業主から受けるもの
特殊作業手当	危険有害業務手当、臨時緊急業務手当等	休業手当	労働基準法第26条の規定によるもの
地域手当	寒冷地手当、僻地手当、地方手当等を含む	現物給与	労働協約、就業規則で定めのある場合等

●算入されないもの

支給金銭等の種類	内 容	支給金銭等の種類	内 容
結婚祝金、死亡弔意金、災害見舞金		制服	
退職金	ただし、在職中の給与・賞与の上乗せとして前払いされる退職金は算入されます。	生命保険料	事業主が負担するもの
年功慰労金		財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等	労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため、事業主が労働者に対して支払う一定の率、又は額の奨励金等
役員報酬	賃金に相当する以外のもの	住宅の貸与を受ける利益（福利厚生施設と認められるもの）	ただし、住宅を貸与されない者全員に対し（住宅）均衡手当を支給している場合は、貸与の利益が賃金となる場合があります。
出張旅費	実費弁償と考えられるもの		
休業補償費	法定額を上回る差額分を含む		
解雇预告手当	労働基準法第20条の規定によるもの		
增资記念品代 私傷病見舞金	労働協約、就業規則に定めのない場合		

まだ、労働保険の加入手続を行っていない事業主の方は、今すぐ最寄りの労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）で加入手続をしてください！

また、相談・お問い合わせも、お気軽にどうぞ。

労働保険の相談や加入手続は安定所・監督署の適用窓口へ

県内の公共職業安定所一覧

安定所名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
広島公共職業安定所	730-8513	広島市中区上八丁堀 8-2	(082) 223-8609	広島市のうち中区、西区、安佐南区、佐伯区（杉並台、湯来町を除く）
広島東公共職業安定所	732-0051	広島市東区光が丘 13-7	(082) 264-8609	広島市のうち東区、南区、安芸区、安芸郡
広島西条公共職業安定所	739-0041	東広島市西条町寺家 6479-1	(082) 422-8609	東広島市
竹原出張所	725-0026	竹原市中央 5-2-11	(0846) 22-8609	竹原市、豊田郡
呉公共職業安定所	737-8609	呉市西中央 1-5-2	(0823) 25-8609	呉市、江田島市
尾道公共職業安定所	722-0026	尾道市栗原西 2-7-10	(0848) 23-8609	尾道市、世羅郡
福山公共職業安定所	720-8609	福山市東桜町 1-41	(084) 923-8609	福山市
三原公共職業安定所	723-0004	三原市館町 1-6-10	(0848) 64-8609	三原市
三次公共職業安定所	728-0013	三次市十日市東 3-4-6	(0824) 62-8609	三次市
安芸高田出張所	731-0501	安芸高田市吉田町吉田 1814-5	(0826) 42-0605	安芸高田市
庄原出張所	727-0012	庄原市中本町 1-20-1	(0824) 72-1197	庄原市
可部公共職業安定所	731-0223	広島市安佐北区可部南 3-3-36	(082) 815-8609	広島市のうち安佐北区、山県郡
府中公共職業安定所	726-0005	府中市府中町 188-2	(0847) 43-8609	府中市、神石郡
廿日市公共職業安定所	738-0033	廿日市市串戸 4-9-32	(0829) 32-8609	廿日市市、広島市佐伯区のうち杉並台、湯来町
大竹出張所	739-0614	大竹市白石 1-18-16	(0827) 52-8609	大竹市

県内の労働基準監督署一覧

監督署名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
広島中央労働基準監督署	730-8528	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第2号館 1F	(082) 221-2461	広島市のうち中区、西区、東区、南区、安芸区、東広島市（黒瀬町、黒瀬春日野、黒瀬松ヶ丘、黒瀬学園台、黒瀬桜が丘、黒瀬切田が丘、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町を除く）、安芸郡
呉労働基準監督署	737-0051	呉市中央 3-9-15 呉地方合同庁舎 5F	(0823) 22-0005	呉市、東広島市のうち黒瀬町、黒瀬春日野、黒瀬松ヶ丘、黒瀬学園台、黒瀬桜が丘、黒瀬切田が丘、江田島市
福山労働基準監督署	720-8503	福山市旭町 1-7	(084) 923-0214	福山市、府中市、神石郡
三原労働基準監督署	723-0016	三原市宮沖 2-13-20	(0848) 63-3939	三原市、竹原市 東広島市のうち福富町、豊栄町、河内町、安芸津町、豊田郡
尾道労働基準監督署	722-0002	尾道市古浜町 27-13	(0848) 22-4158	尾道市、世羅郡
三次労働基準監督署	728-0013	三次市十日市東 1-9-9	(0824) 62-2104	三次市、庄原市、安芸高田市
広島北部労働基準監督署	731-0223	広島市安佐北区可部南 3-3-28	(082) 812-2115	広島市のうち安佐南区、安佐北区、山県郡
廿日市労働基準監督署	738-0024	廿日市市新宮 1-15-40	(0829) 32-1155	廿日市市、大竹市